

船体防汚システム規則

規
則

2016 年 第 1 回 一部改正

2016 年 12 月 27 日 規則 第 78 号

2016 年 7 月 27 日 技術委員会 審議

2016 年 9 月 20 日 理事会 承認

2016 年 12 月 16 日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた
アスタリスク (*) は, その規則に対応する
要領があることを示しております。

2016 年 12 月 27 日 規則 第 78 号
船体防汚システム規則の一部を改正する規則

「船体防汚システム規則」の一部を次のように改正する。

1 章 総則

1.1 一般

1.1.3 定義

本規則における用語の定義は、次の(1)から(5)による。

(3)を次のように改める。

- (3) 「建造開始段階にある船舶」とは、**鋼船規則 A 編 2.1.4445**（ただし、高速船規則が適用される船舶については、**高速船規則 1 編 2.1.5152**）に規定される船舶をいう。

附 則

1. この規則は、2017 年 1 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 次のいずれかに該当する船舶以外の船舶にあつては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。
 - (1) 施行日以降に建造契約が行われる船舶
 - (2) 建造契約が存在しない場合には、2017 年 7 月 1 日以降にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも 50 トン又は全建造材料の見積重量の 1%*のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶
 - (3) 2021 年 1 月 1 日以降の引き渡しが行われる船舶
*高速船については、1%を 3%に読み替える。
3. 前 2.にかかわらず、次のいずれかに該当する船舶にあつては、この規則による規定を適用する。
 - (1) 施行日以降に低引火点燃料の使用のための改造が行われる船舶
 - (2) 施行日前に低引火点燃料の使用を承認された船舶であつて、施行日以降に他の低引火点燃料の使用を開始する船舶